

届出避難場所に関する証明書の交付について

I. 原発避難者特例法に基づく避難場所に関する情報について

- 原発避難者特例法においては、指定市町村の避難住民は、避難元の指定市町村の長に避難場所を届け出なければならず(避難住民になった日から14日以内)、届出書には氏名、生年月日、性別、住所、避難場所等を記載することとされている。

→ これらの情報を避難場所の証明に活用する。

II. 証明の仕組み

- 対象者：原発避難者特例法の避難住民
- 証明する事項：
証明書記載の避難場所が、原発避難者特例法に基づく避難住民届に記載された避難場所に相違ないことを証明。記載事項は、氏名、生年月日、性別、住所、避難場所、滞在開始日。
(様式は、次頁「届出避難場所証明書」のとおり)
- 証明主体(証明書の請求先)：避難元市町村

III. 実施の根拠

- 証明書の交付は、法律に基づかない自治事務として、市町村において実施。
- 総務省は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として通知を発出。

届出避難場所証明書

避難住民	氏名	〇〇 〇〇
	生年月日	(元号) 年 月 日
避難場所	性別	○
	避難元市町村における住所 (避難前に居住していた住所)	○県○郡○町〇〇－〇〇
	△県△市△町△－△	
	当該避難場所における滞在開始日	平成 年 月 日

上記の避難場所は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年8月12日法律第98号）第4条に基づき上記避難住民から提出された避難住民届に記載された避難場所に相違ないことを証明する。

平成 年 月 日

〇〇〇長 ○ ○ ○ ○ (印)

届出避難場所証明書の交付について

【原発避難者特例法に基づく届出】



【証明書の請求及び交付】

